

不動産所得のある方へ

令和6年度固定資産税償却資産申告のお知らせ

不動産所得のある方へ、申告のお知らせです。

固定資産税は、土地や家屋以外の事業用資産（償却資産）についても課税されます。事業用資産（償却資産）を所有する法人または個人で事業を営んでいる方は、毎年1月1日現在で所有している償却資産について、申告するよう地方税法で定められています。

不動産（貸家・駐車場など）経営に関する償却資産も対象です。

事業用資産を所有する方は、忘れず申告をお願いします。

申告漏れがあった場合は、取得年のいかんにかかわらず「償却資産申告書（償却資産課税台帳）」の「前年中に取得したもの」に計上し計算してください。種類別明細書（増加資産用）にも明細を記載ください。

申告を要する資産

土地、家屋、自動車、軽自動車を除く事業用資産で原則として取得価格が20万円以上のもの（確定申告で減価償却資産として経費計上しているものについては、申告対象資産である可能性が高い。20万円以下でも、減価償却対象資産としている場合は申告の必要がある）

【主な資産の耐用年数 参考】

塀	コンクリート造り又はコンクリートブロック造り	15年	舗装道路及び舗装路面（駐車場など）	コンクリート敷・ブロック敷	15年
	れんが造り	7年		アスファルト敷・木れんが敷	10年
	石造り	35年	店舗用簡易装備		3年
	金属造り	10年	給排水設備・衛生設備・ガス設備		15年
移動性のある組立式建物（簡易物置などで家屋の課税対象となっていないもの）		7年	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6年
太陽光発電設備		17年		その他のもの（受・変電設備）	15年

※その他対象資産は申告ください

令和6年度の申告は、令和6年1月31日（水曜日）が提出期限です。

※償却資産申告書は、資産の所在する市町村へ提出するものです。